

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
豊川市	豊川中部②地区 (八幡町、野口町、平尾町、財賀町)	令和2年10月28日	—

## 1 対象地区の現状 ※小数点以下第2位切り捨て

①地区内の耕地面積	180.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	139.2ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	20.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 田6.2ha 畑4.4ha	10.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	2.3ha

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、80才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。  
 ・耕作条件の悪い農地は、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。  
 ・水がない畑がある。  
 ・山すそ地域で有害鳥獣被害が多く、営農意欲の減退が危ぐされる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・水田利用は、既存のオペレーターを中核として、認定農業者や認定新規就農者が担うことにより対応していく。  
 ・経営主が離農する際には、地域の中心経営体に引き受けてもらうことで農地の集約化を図っていく。  
 ・鳥獣害対策は地域農業の基盤であり、防護柵の点検・修理、必要に応じ増設を行う。

・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成や各種補助事業を活用して既存農家の経営力向上を目指す。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構等を活用した貸借をすすめる。  
 ・ワイヤーメッシュ等の補修、電気柵等の設置の延長を図る。

・新規就農者・親元就農者の確保・育成を図る。  
 ・集落営農や中心経営体の法人化を検討する。